

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

第8回全国障害者スポーツ大会専門委員会

会議資料



日時：令和元年8月21日（水）10:00～12:00
会場：滋賀県大津合同庁舎7階7-A会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2024



第8回全国障害者スポーツ大会専門委員会 委員名簿

(順不同：敬称略)

選出区分	機関・団体名および役職名	氏名	備考	
1	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 競技力向上担当次長	中西 敦子		
2	滋賀県障害者スポーツ協会 主査	伊勢坊 美喜		
3	滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会 副会長	原 陽一	副委員長	
4	スポーツ 関係	パラリンピアン (ロンドンパラリンピックセーリング競技日本代表選手)	西山 克哉	
5	パラリンピアン (リオデジャネイロパラリンピック視覚障害者マラソン女子日本代表選手)	近藤 寛子		
6	車いすバスケットボール日本代表選手	北田 千尋		
7	スペシャルオリンピックス日本・滋賀 評議員	高木 正二郎		
8	福祉関係	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 事業部門 地域福祉課長	高橋 宏和	
9	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 副会長	足立 勲		
10	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事	小倉 繁昌		
11	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族連合会 理事	川並 正幸		
12	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 事務局長	菊井 吉之蒸		
13	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 事務局長	中西 久美子		
14	滋賀県障害者自立支援協議会 事務局長	中島 秀夫		
15	滋賀県立障害者福祉センター 副所長	小野 ゆかり		
16	学校関係	滋賀県立甲良養護学校 校長	中村 浩治	
17	学識 経験者	立命館大学スポーツ健康科学部 准教授	永浜 明子	委員長
18	びわこ成蹊スポーツ大学 准教授	中道 莉央		
19	県関係	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 課長	酒見 浄	

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 全国障害者スポーツ大会専門委員会 会議公開方針（改正案）

第 1 趣旨

この方針は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第 3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続き
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が専門委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 手話・要約筆記ボランティア養成基本方針(案)

第 79 回国民スポーツ大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）に分かりやすい情報提供を行い、聴覚障害のある参加者等への情報保障を図るため、次の方針により手話・要約筆記ボランティアの養成を行うものとする。

1 基本方針

- (1) 手話・要約筆記ボランティアの養成は、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町、障害者関係団体等の協力を得ながら行う。
- (2) 手話・要約筆記ボランティアは、1人1業務を原則として、県民の障害への理解を深めるため、できる限り県内において養成することとし、配慮が必要な参加者等に適切な対応がとれるよう配置を行う。
- (3) 手話・要約筆記ボランティアの養成に当たっては、障害のある人もない人も広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

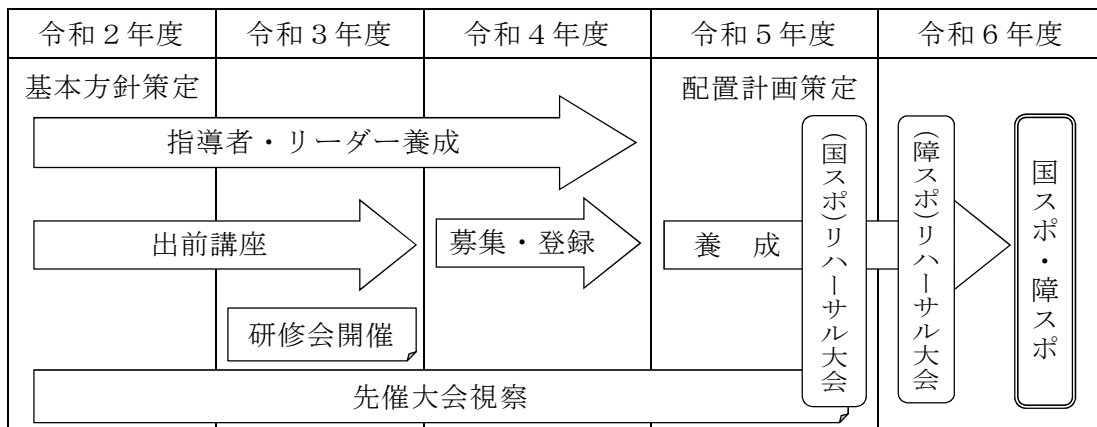
2 手話・要約筆記ボランティアの定義

手話・要約筆記ボランティアは、以下の業務に従事するボランティアとする。

種別	業務内容
手話	手話による情報の提供およびコミュニケーション保障
要約筆記（手書き）	ノートテイクやホワイトボードを使用した情報の提供
要約筆記（PC）	パソコンに入力したデータ情報による情報の提供

3 養成計画

手話・要約筆記ボランティアは、以下の計画で養成する。



2024年国スポ・障スポまでの手話・要約筆記ボランティア養成スケジュール（案）

参考資料

令和元年8月現在

年度	手 話	要約筆記		障害福祉課所管	
		手書き	PC	手話通訳者 養成講座	要約筆記者 養成講座
令和元 2019 (5年前)		手話・要約筆記ボランティア養成検討 (1) 手話・要約筆記ボランティア養成基本方針の検討・策定 (2) 養成事業協力団体との協議 (3) 県内関係団体・サークルへの説明・啓発 (4) 国スポの手話・要約筆記ボランティアとの整理			
令和2 2020 (4年前)		手話・要約筆記ボランティア養成事業 (1) 検討会議の実施 (2) カリキュラム・養成テキストの検討 (3) 県内実態調査 (4) 出前講座 (5) 三重大会手話・要約筆記ボランティア養成研修視察、鹿児島大会現地視察			
令和3 2021 (3年前)		手話・要約筆記ボランティア養成事業 (1) 検討会議の実施 (2) カリキュラム・養成テキストの検討・原案作成 (3) 出前講座 (4) 参加意向調査 (5) 指導者の養成、リーダーの選定 (6) 手話・要約筆記ボランティア普及啓発研修会の実施 (7) 三重大会現地視察			
令和4 2022 (2年前)		手話・要約筆記ボランティア養成事業 (1) 検討会議の実施 (2) リーダーの養成 (3) 養成講座カリキュラム・テキストの作成 (4) 出前講座 (5) 手話・要約筆記ボランティア募集・登録 (6) 栃木大会現地視察 (7) 指導者・リーダー連絡会議の実施、配置計画（案）の作成			
令和5 2023 (1年前)		ボ ラ ン テ ィ ア 募 集 ・ 登 録			
		手話・要約筆記ボランティア養成事業 (1) 検討会議の実施 (2) 養成講座の開催 (3) 業務マニュアルの検討 (4) 活動希望調査 (5) 佐賀大会現地視察 (6) 指導者・リーダー連絡会議の実施、配置計画の決定 (7) 会場別研修の開催		手話通訳者・要約筆記者 手話・要約筆記講座受講者 筆談受講者、修了者	
	ボランティヤ養成講座 (一般募集)				
		養成人数：400人	養成人数：150人	養成人数：50人	
		配 置 計 画 策 定			
		会場別研修			
		(国 スポ) リハール大会			
令和6 2024 (開催年)		手話・要約筆記ボランティア養成事業 (1) 検討会議の実施 (2) 直前研修・会場別研修の開催 (3) リハール大会、本大会 (4) 指導者・リーダー連絡会議の実施、配置計画の見直し (5) ふりかえり会議、後催県への情報提供			
		直前研修・会場別研修			
		(障 スポ) リハール大会			
		直前研修・会場別研修、リハール大会のふりかえり会議			
		第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会			

○先催県の手話・要約筆記ボランティアの活動の様子

<p>大型モニター（開閉会式会場）</p>	<p>受付（競技会場）</p>
	
<p>スタート場所（競技会場）</p>	<p>案内（開閉会式会場）</p>
	
<p>情報保障席（競技会場）</p>	<p>表彰式（競技会場）</p>
	
<p>パソコン要約筆記（競技会場）</p>	<p>観客席モニター（競技会場）</p>
	

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 第7回常任委員会 次第

日 時：令和元年5月17日(金) 13:30～14:30

場 所：びわ湖大津プリンスホテル2階

「コンベンションホール淡海」

1 開 会

2 あいさつ

委員長（滋賀県知事） 三日月 大造

3 審議事項

- (1) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程改正（案）
- (2) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想（案）
- (3) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画改正（案）
- (4) 第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第五次内定（案）
- (5) 第79回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更（案）
- (6) 第79回国民スポーツ大会 公開競技会場地市町第一次内定（案）
- (7) 第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町第一次内定（案）
- (8) 第79回国民スポーツ大会競技施設整備計画（第1次）（案）
- (9) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本計画（案）
- (10) 第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針改正（案）
- (11) 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針改正（案）
- (12) 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画改正（案）
- (13) 第79回国民スポーツ大会 競技用具整備要項（案）
- (14) 第79回国民スポーツ大会 デモンストラレーションスポーツ
実施基本方針（案）
- (15) 第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針（案）
- (16) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
宿泊基本計画（案）
- (17) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
医事・衛生基本計画（案）
- (18) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
輸送・交通基本計画（案）

4 閉 会

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 第7回総会 次第

日 時：令和元年5月17日（金） 14:45～16:30

場 所：びわ湖大津プリンスホテル3階
「プリンスホール」

1 開会

2 国歌斉唱

3 滋賀県民の歌斉唱

4 あいさつ

会長（滋賀県知事） 三日月 大造

5 調査活動報告等

- (1) 「子ども・若者参画特別委員会」活動報告
- (2) 「滋賀県競技力向上対策本部」経過報告

6 報告事項

- (1) 役員、委員等の変更
- (2) 第7回常任委員会における決定事項
- (3) 愛称・スローガン決定報告
- (4) 第79回国民スポーツ大会開催申請書の提出について

7 審議事項

- (1) 第1号議案 平成30年度事業報告（案）
- (2) 第2号議案 平成30年度収支決算（案）
- (3) 第3号議案 平成30年度収支補正予算（会長専決処分）
- (4) 第4号議案 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則改正（案）
- (5) 第5号議案 関連規程等の改正（案）
- (6) 第6号議案 監事の選任（案）
- (7) 第7号議案 令和元年度事業計画（案）
- (8) 第8号議案 令和元年度収支予算（案）
- (9) 第9号議案 令和元年度暫定収支予算（会長専決処分）

8 閉会

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
の全体会期について (報告)

1 概要

- 開催基準要項等に基づき、両大会の全体会期を決定する必要がある。

(参考 (福井、茨城))

福井 国民体育大会	平成 30 年 9 月 29 日 (土) ~ 10 月 9 日 (火) (11 日間)
全国障害者スポーツ大会	平成 30 年 10 月 13 日 (土) ~ 10 月 15 日 (月) (3 日間)
茨城 国民体育大会	令和元年 9 月 28 日 (土) ~ 10 月 8 日 (火) (11 日間)
全国障害者スポーツ大会	令和元年 10 月 12 日 (土) ~ 10 月 14 日 (月) (3 日間)

2 検討スケジュール

- 開催 4 年前 (令和 2 年夏頃) に国スポ全体会期案 3 案を日スポ協に提出し、開催 3 年前 (令和 3 年 7 月) に国スポ全体会期が決定。この決定を踏まえて、文科省・日障協に障スポ全体会期案を提出し、障スポ全体会期が決定。

時期	概要		
開催 5 年前 (令和元年度)	~ 7 月頃	○全体会期 (素案) を検討	
	8 月 ~ 9 月頃	○日スポ協・日障協に事前説明	
	秋頃	○市町・競技団体・関係機関への意見照会 →照会結果を踏まえて検討	
	令和 2 年 1 ~ 2 月頃	○日スポ協・日障協と協議 (国スポ全体会期 3 案、障スポ全体会期 2 案)	
	3 月頃	○開催準備委員会 総務企画専門委員会 (国スポ全体会期 3 案、障スポ全体会期 2 案)	
開催 4 年前 (令和 2 年度)	6 月頃 (未定)	○開催準備委員会 常任委員会 →国スポ全体会期 3 案、障スポ全体会期 2 案の決定	
	7 月頃	○日スポ協へ国スポ全体会期 3 案を提出	
	秋頃 (国体後)	○日スポ協は宮内庁と協議開始	
開催 3 年前 (令和 3 年度)	令和 3 年 春頃	○日スポ協が会期案を 1 案に絞り込み	
	6 月	○日スポ協国体委員会 →全体会期の内定	○国スポ全体会期を踏まえた障スポ全体会期 2 案を、文科省・日障協に送付 ○文科省が宮内庁と協議
	7 月	○日スポ協理事会 →全体会期の決定	○文科省・日障協が障スポ全体会期を承認

3 市町・競技団体・関係機関等への意見照会

秋頃（11月頃）に、全体会期（素案）を、市町・競技団体、関係機関※¹に照会。
→市町・競技団体、関係機関は、会期案について、支障の有無を回答※²する。

※¹：関係機関：県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、びわこビジターズビューロー、
県関係課（スポーツ課、保健体育課、観光振興局、県警 等）

※²：競技団体は、必要に応じて中央競技団体に照会のうえ回答

4 全体会期にかかる主な配慮事項（先催県の例による）

- 皇室行事（9/22（日）^{しゅうきこうれいさい}秋季皇霊祭、10/17（木）^{かんなめさい}神嘗祭、10/20（日）上皇后陛下誕生日祝賀会）と総合開・閉会式等が重複しないこととする。
- 総合開会式は土日祝日とする。また、障スポは土日月で開催する。
- 国スポと障スポの間は最低3日間の間隔をあける。
- 市町や競技団体等の行事に配慮する。

5 関係規程等

国民体育大会開催基準要項（抜粋）

7 開催の基本方針

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会：12月～2月末日

② 本大会：9月中旬～10月中旬

[注] 公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会：5日間以内

② 本大会：11日間以内

3) 大会の会期は開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

4) 競技会の会期は開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱（抜粋）

5 大会開催の基本方針

(2) 大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。

(3) 大会の会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。

第 79 回国民スポーツ大会の開催内定等について（報告）

1 第 79 回国民スポーツ大会の開催内定等について

公益財団法人日本スポーツ協会において、令和元年7月17日付けで第79回国民スポーツ大会の開催内定が承認されました。

なお、第79回国民スポーツ大会の開催内定により、第24回全国障害者スポーツ大会についても事実上内定となることから、日本スポーツ協会理事会終了後、知事等が日本障がい者スポーツ協会を訪問し、第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて協力を依頼しました。

【日本スポーツ協会理事会】



（左から）

滋賀県スポーツ協会 河本会長
日本スポーツ協会 伊藤会長
滋賀県 三日月知事
滋賀県教育委員会 福永教育長

【日本障がい者スポーツ協会】



（左から）

滋賀県スポーツ協会 河本会長
日本障がい者スポーツ協会 鳥原会長
滋賀県 三日月知事
滋賀県障害者スポーツ協会 倉谷副会長
滋賀県教育委員会 福永教育長

2 日本障がい者スポーツ協会における知事コメント要旨

- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催は、障害のあるなしにかかわらずスポーツに親しむことができる環境の整備や、スポーツを通じて、人と人との交流や障害への理解が深められる契機になると考えている。
- 大会の愛称の「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」のとおり、大会に関わる全ての人々が主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会となるよう、開催準備に全力を尽くす。

3 その他

開催3年前（令和3年7月頃）に日本スポーツ協会において、第79回国民スポーツ大会の「開催決定」の手続きが行われる予定。

第24回全国障害者スポーツ大会オープン競技募集要項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

1 趣旨

第24回全国障害者スポーツ大会において、障害のある人が主体的にスポーツに参加する機会を増やすとともに、障害のある人もない人も一緒にスポーツを楽しむことを通じて、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を目指すため、「第24回全国障害者スポーツ大会オープン競技実施基本方針」に基づきオープン競技を実施することとし、実施競技および実施団体を募集する。

2 募集対象

第24回全国障害者スポーツ大会オープン競技として実施する競技およびその競技会を開催する団体。

3 募集期間

令和元年（2019年）7月1日（月）～令和元年（2019年）9月30日（月）

4 応募の際の留意点

応募にあたり、以下の点に留意すること。

- (1) 「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定める個人競技および団体競技以外の競技であること。
- (2) 主管する競技団体等に大会運営能力があること。
- (3) 競技会開催に係る経費については、実施団体等の負担とすること。
- (4) 県内に出場可能な選手・チームが存在すること。
- (5) 県外の選手・チームが出場できるルールが確立している競技であること。
- (6) 既存施設での開催が可能であること。

5 応募方法

開催を希望する実施団体が、「第24回全国障害者スポーツ大会オープン競技応募用紙」（以下「応募用紙」という。）に必要事項を記入し、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会事務局（滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会課内）へ提出する。

※要項および様式は以下のアドレス（国スポ・障スポ専用ホームページ）からダウンロードできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/2024/index.html>

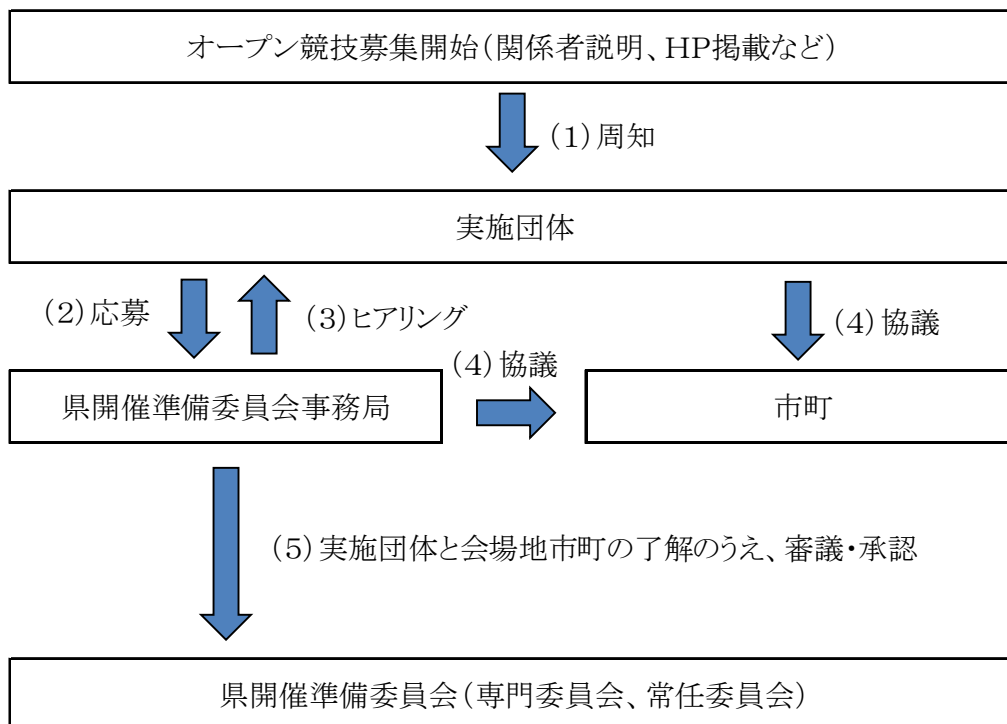


6 実施競技選択までの流れ

- (1) 県開催準備委員会から、市町、県障害者スポーツ協会、障害者団体等へ

- の説明や募集の周知・協力依頼を行う。
- (2) 実施団体は、応募用紙に必要事項を記入し、郵送・FAX・電子メール等の方法で、県開催準備委員会事務局に申し込む。
 - (3) 県開催準備委員会事務局は、競技団体へのヒアリングを行う。
 - (4) 実施団体と県開催準備委員会事務局は、実施団体が開催を希望する会場のある市町の国スポ担当課と開催実施の可否について相談・協議を行う。
 - (5) 実施団体、会場地市町の開催の了解を得たうえで、県準備委員会にて実施競技選定の審議・承認を行う。

【会場地選定までの流れ】



7 応募・問合せ先

〒520—8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
 滋賀県開催準備委員会事務局
 (滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会課)
 担当：川嶋、永井
 TEL：077-528-3324 FAX：077-528-4832
 E-mail：kokusupo-syosupo@pref.shiga.lg.jp

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2024



キャッファイ

チャッファイ

(参 考 資 料)

- (1) 第 24 回全国障害者スポーツ大会開催準備スケジュール
- (2) 障害者スポーツに関する審議事項の仕分け
- (3) 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程
- (4) 滋賀県情報公開条例 第 6 条
- (5) 第 24 回全国障害者スポーツ大会オープン競技実施基本方針

第24回全国障害者スポーツ大会開催準備スケジュール

2019.8現在

参考資料(1)

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
開催年前	8年前	7年前	6年前	5年前(開催内定)	4年前	3年前(開催決定)	2年前	1年前	開催年	
準備組織等	国スポ・障スポ開催準備委員会					国スポ・障スポ開催実行委員会			大会実施本部	最終総会・解散
	市町連絡会議					会場地市町実行委員会			市町競技会実施本部	解散
障スポ	全体						競技別会期決定 大会実施要綱策定		全国代表者会議	
	会場地選定	会場地選定基本方針				会場地市町との協議				
	競技・式典会場施設整備(国スポと連携)				会場バリアフリー調査	会場仮施設基本設計	会場仮施設実施設計		会場仮施設設置(リハ大会、本大会)	
	競技付帯サービス					大会情報保障基本方針	大会情報保障実施設計		情報保障施設整備	
	競技運営		競技運営主管団体の決定	競技種目の決定	リハ大会日程検討・決定	リハ大会実施要綱等	競技実施要綱等	競代会運営調整会議(県、会場地市、競技団体等)	競技本部・記録本部	
	オープン競技		オープン競技実施基本方針				オープン競技普及促進 開催準備			
	競技役員等		競技役員等編成基本方針・養成基本方針・養成基本計画			競技役員等編成計画			競技役員等編成(最終)	
	競技用具					競技用具整備基本方針	競技用具整備計画		競技用具の配備	
	ボランティア	選手団サポート			選手団サポートボランティア養成基本方針	協力校選定・依頼 テキスト等検討	協力校決定 テキスト等作成	講習会開催 養成		
	手話・要約筆記			手話・要約筆記ボランティア養成基本方針	カリキュラム・テキスト等作成	ボランティア募集・登録	ボランティア養成			
総務企画	全体		国スポ・障スポ開催基本構想			会期決定			大会報告書	
	会場地選定・経費負担	県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針	会場地選定(正式競技)	オープン競技選定						
	行啓関係(国スポ一体)					行幸啓・御成り計画、警衛計画等(国スポと連携)	激励会の会場選定 激励演技等の検討	関係団体との調整等	行幸啓本部 警衛本部 選手団激励会の開催	
	総合案内・ふれあい広場(国スポ一体)					総合案内基本方針 ふれあい広場基本方針	歓迎・接伴計画の策定、総合案内所等の整備等 ふれあい広場基本計画	ふれあい広場実施計画	総合案内 ふれあい広場設置	
広報・県民運動	広報(国スポ一体)	マスコットキャラクターの検討・選定	大会愛称、スローガンの募集・決定	ダンス・イメージソングの方針検討	ダンス・イメージソングの募集・決定				大会ハンドブック	
	県民運動(国スポ一体)		県民運動基本方針	県民運動基本計画	県民運動アクションプログラム		県民運動(花いっぱい運動、クリーンアップ運動等)の推進(国スポ一体)			
	大会運営ボランティア(国スポ一体)					カリキュラム・テキスト等検討	講習会等開催	募集・登録	ボランティア配置	
宿泊・衛生	宿泊(国スポ一体)		宿泊基本方針	宿泊基本計画		配宿計画・調整等・宿泊施設充足対策(国スポと一体)	標準献立作成方針	標準献立の作成、講習会の開催等	宿泊本部	
	医事・衛生(国スポ一体)		医事・衛生基本方針	医事・衛生基本計画		医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策等(国スポと一体)			救護本部	
輸送・交通	輸送・交通(国スポ一体)	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画		全国・会場地・開閉会式場輸送計画等(国スポと一体)		第一次参加意向調査	第二次参加意向調査	輸送本部 バス等借上、輸送実施	
式典	式典(国スポ一体)			式典基本方針	式典基本計画	式典実施計画	式典実施要綱等	会場装飾、案内標識設置等	式典本部	
警備・消防	警備・消防(国スポ一体)			警備・消防防災基本方針	警備・消防防災基本計画	業務指針・マニュアル等作成、関係機関調整等			警備本部 消防防災本部	
募金・協賛	募金・企業協賛(国スポ一体)				募金・企業協賛の推進					

-14-

リハ大会開催

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

※1 黄色部分は、障スポ専門委員会審議事項。水色部分は、障スポ専門委員会説明事項。
 2 進捗状況や関係機関との調整等により、随時見直し。
 3 各種計画等の実施、各種業務の執行にあたっては、国スポと連携し実施。

障害者スポーツに関する審議事項の仕分け

全国障害者スポーツ大会専門委員会（滋賀県開催準備委員会）

1. 主な審議事項

（1）全国障害者スポーツ大会の競技運営に関すること

- ◆審判員等の養成・確保
- ◆競技用具の整備
- ◆リハーサル大会 など

（2）その他全国障害者スポーツ大会に関すること

- ◆国スポとの一体的な取組
- ◆開催に向けた課題の整理、課題解決策の検討

2. 必要に応じて意見を求める事項

- ◆会場地選定、開催基本構想、おもてなし・・・ →総務企画専門委員会
- ◆宿泊、医事、衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ →宿泊・衛生専門委員会
- ◆輸送、交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ →輸送・交通専門委員会
- ◆ボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ →広報・県民運動専門委員会
- ◆開閉会式、表彰式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ →式典・会場専門委員会（未設置）
- ◆警備、消防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ →警備・消防専門委員会（未設置）

参考 障害者スポーツ専門委員会（滋賀県競技力向上対策本部）

1. スポーツ環境整備

- ◆活動拠点整備

2. 指導者の養成

- ◆指導者講習会の開催
- ◆資格取得の推進

3. 普及、選手の発掘・育成

- ◆機会づくり
- ◆パラリンピック選手支援
- ◆学校との連携

平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定
最終改正：
令和元年(2019年)5月17日
第7回常任委員会一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

（趣旨）

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の種類等）

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する事 2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関する事 3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関する事 4 競技施設の整備計画の立案に関する事 5 情報通信施設の整備計画の立案に関する事 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事	1 総合的な計画の推進に関する事 2 競技施設基準に関する事 3 競技施設の整備計画の推進に関する事 4 情報通信施設の整備計画の推進に関する事 5 文化プログラムに関する事 6 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関する事
広報・県民運動専門委員会	1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する事 3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関する事	1 広報の実施に関する事 2 県民運動の推進に関する事 3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関する事 4 その他広報および県民運動に係る事項に関する事
競技運営専門委員会	1 第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関する事 2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関する事 3 その他国スポの競技運営	1 国スポの競技運営に係る計画の推進に関する事 2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の推進に関する事 3 国スポの競技用具の整備に関する事 4 国スポのリハーサル大会

	に係る重要な事項に関すること。	<p>に関すること。</p> <p>5 国スポの競技記録に関すること。</p> <p>6 その他国スポの競技運営に係る事項に関すること。</p>
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<p>1 第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 その他障スポに係る重要な事項に関すること。（他の専門委員会の付託事項を除く。）</p>	<p>1 障スポの競技運営に係る計画の推進に関すること。</p> <p>2 その他障スポに関すること。（他の専門委員会の委任事項を除く。）</p>
宿泊・衛生専門委員会	<p>1 宿泊の基本的事項に関すること。</p> <p>2 医事・衛生の基本的事項に関すること。</p> <p>3 その他宿泊および医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 宿泊業務に関すること。</p> <p>2 標準献立および食品調達に関すること。</p> <p>3 医療救護および防疫に関すること。</p> <p>4 食品衛生および環境衛生に関すること。</p> <p>5 馬事衛生に関すること。</p> <p>6 その他宿泊および医事衛生に関すること。</p>
輸送・交通専門委員会	<p>1 輸送および交通の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 全国輸送に関すること。</p> <p>2 総合開・閉会式の輸送に関すること。</p> <p>3 競技会場の輸送に関すること。</p> <p>4 その他輸送および交通に関すること。</p>
式典・会場専門委員会	<p>1 式典および開・閉会式会場の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他式典および開・閉会式会場に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 開・閉会式の企画および運営に関すること。</p> <p>2 式典音楽に関すること。</p> <p>3 式典演技に関すること。</p> <p>4 大会旗および炬火イベントに関すること。</p> <p>5 開・閉会式会場の管理に関すること。</p> <p>6 その他式典および開・閉会式会場に関すること。</p>
警備・消防専門委員会	<p>1 警備および消防防災の基本的事項に関すること。</p>	<p>1 開・閉会式会場の警備および消防防災に関すること。</p>

	2 その他警備および消防防災に係る重要な事項に関すること。	2 その他警備および消防防災に関すること。
--	-------------------------------	-----------------------

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

令和元年(2019年)5月17日
第7回常任委員会決定
令和元年(2019年)5月17日
第7回総会一部改正

第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針

第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）において実施するオープン競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の定める「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」および「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) オープン競技の実施により、スポーツ活動への参加機会の拡大を図り、障害のある人が主体的に参画する障スポを目指す。
- (2) 「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で、オープン競技に参加する県民が、障害者スポーツへの関心を高め、行動につなげる契機とする。
- (3) 障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、公募を行い、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定める個人競技および団体競技（以下「正式競技」という。）以外の競技であること。
- (2) 主管する競技団体等に大会運営能力があること。
- (3) 県内に出場可能な選手・チームが存在すること。
- (4) 県外の選手・チームが出場できるルールが確立している競技であること。
- (5) 既存施設での開催が可能であること。

3 実施方法および実施期間

- (1) オープン競技は、正式競技の開催に支障のない範囲で実施するものとし、実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、原則として障スポの開催期間内とする。

4 業務分担および経費負担

オープン競技の実施団体は、競技会の準備および開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）を主導で行うものとし、その経費については、当該団体の負担とする。